

議案第33号

世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 利用料金の額を改定するとともに、料金区分を変更し、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例

世田谷区区民健康村条例（昭和60年11月世田谷区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「、利用を終了するときに」を削る。

別表第2の1の部を次のように改める。

1 宿泊施設

区分	利用者	金額
区民等の宿泊利用（1人1泊）（平日）	大人（中学生以上）	3,100円
	小人（小学生）	1,550円
	幼児（小学生未満）	770円
区民等の宿泊利用（1人1泊）（休日等）	大人（中学生以上）	4,100円
	小人（小学生）	2,050円
	幼児（小学生未満）	1,020円
区民等以外の者の宿泊利用（1人1泊）（平日）	大人（中学生以上）	9,270円
	小人（小学生）	4,640円
	幼児（小学生未満）	2,320円
区民等以外の者の宿泊利用（1人1泊）（休日等）	大人（中学生以上）	10,270円
	小人（小学生）	5,140円
	幼児（小学生未満）	2,570円
延長利用（1室1回）		5,450円
日帰り利用（1室1回）		5,450円

備考

- 1 延長利用とは、宿泊利用の時間を超えて宿泊施設を利用することをいう。
- 2 幼児（小学生未満）は、家族での利用又はこれに準ずる形での利用と認められる場合については、無料とする。
- 3 休日等とは、次に掲げる日をいう。
 - (1) 翌日が世田谷区の休日に関する条例（平成元年3月世田谷区条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）である休日
 - (2) 1月3日
 - (3) 4月29日から5月6日までの日のうち、指定管理者が必要と認め、区長の

承認を得て定める日

別表第2の2の部浴室（1人1回）の款大人（中学生以上）の項中「1, 200円」を「1, 300円」に改め、同款小人（小学生以下）の項中「600円」を「650円」に改め、同部備考第2項中「小学生未満の者」を「幼児（小学生未満）」に改め、同表3の部夕食（標準）メニューの項中「2, 500円」を「2, 720円」に改め、同部朝食（標準）メニューの項中「1, 500円」を「1, 630円」に改め、同部特別メニューの項中「15, 000円」を「16, 350円」に改め、同部パーティーメニューの項中「10, 000円」を「10, 900円」に改め、同部料理単品メニューの項中「6, 000円」を「6, 540円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の令和7年10月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る利用料金及び施行日以後に利用の申請をした者の令和7年10月1日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。